

令和8年度篠栗町監査計画

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)の規定により監査委員が行う監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)の実施に関し、篠栗町監査基準(令和2年3月12日監査規程第1号)第6条の規定により、令和8年度監査計画を次のとおり定めるものとする。

1 基本方針

第7次篠栗町総合計画「まちづくり未来チャート」及び第3期「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、新たな時代環境に適応した独創的かつ実効性のある計画とし、少子高齢化の進展に対応しながら、住みやすい環境の確保と活力ある社会の維持を目指している。また、人口減少に伴う地域社会や地域経済の衰退といった課題にも取り組んでいくとしている。

今後のまちづくりを着実に推進するためには、将来世代を見据えた財務経営を行い、安定した行財政運営に努めることが不可欠となる。

このような状況を踏まえ、令和8年度の監査は、公正かつ中立的な立場を堅持して実施する。監査に当たっては、違法又は不当な事案の有無や財務の正確性・適法性の確認にとどまらず、次の事項に重点を置く。

- (1) 事務事業の遂行や予算の執行について、より少ない経費で実施できないか。(経済性:Economy)
- (2) 同一の経費で、より大きな成果を上げられないか。(効率:Efficiency)
- (3) 事業の成果が当初の目的を達成し、十分な効果を上げているか。(有効性:Effectiveness)

以上の、いわゆる「3E(経済性・効率性・有効性)」の観点を踏まえ、実効性のある監査を実施する(別紙参照)。

また、監査の実施に当たっては、定められた事務処理のルール等を遵守する体制が整備され、適切に運用されているかなど、内部統制の整備状況及び運用状況にも留意する。

なお、監査は各執行機関における業務改善に資することを目的とするものであり、その結果は議会、町長その他の関係機関に報告する。

2 実施予定の監査等の種類及び概要

(1) 監査

① 定期監査(法第199条第1項及び第4項)

事務事業の適法性や妥当性を確保することを基本に、財務に関す

る事務が適正に執行されているかどうかの監査を実施する。

また、最小の経費で最大の効果を上げているかという視点から、コスト縮減等の経済性、事務事業の効率性についても着目して監査を実施する。

② 随時監査(法第199条第1項及び第5項)

監査委員が必要があると認めたときに、定期監査に準じて監査を実施する。

ア 工事監査

特定の事務事業の執行に係る工事を対象として、事務手続きが適法・適正に執行されているか、工事計画の合理性や設計・積算及び施工等が適正かつ効率的に、安全かつ確実に行われているかどうかを技術的な観点から監査を実施する。

イ 物品管理監査

貯蔵品、諸材料、金券、はがき、切手、印紙、有価証券、備品・物品等の管理及び受け払い並びに保管体制が適正になされているかどうかの監査を実施する。

③ 行政監査(法第199条第2項)

監査委員が必要があると認めたとき、町の事務執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として適時に監査を実施する。

④ 財政援助団体等監査(法第199条第7項)

ア 補助金等交付団体

本町が補助金等を交付している団体の事業及び出納事務が、補助の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか、また、団体に対する指導監督が適切に行われているかを主眼に、当該団体及び所管部署の監査を実施する。

イ 出資団体等

本町が出資等を行っている団体について、出資等の目的に沿った事業運営が行われているか、また、会計経理、財産管理等が適正に行われているかを主眼に、当該団体及び所管部署の監査を実施する。

ウ 公の施設の指定管理者

本町が公の施設の管理を行わせている団体について、当該管理業務に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを主眼に、当該団体及び所管部署の監査を実施する。

(2) 検査

例月出納検査(法第235条の2第1項及び公企法第31条)

会計管理者の保管する毎月の現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかの検査を実施する。

(3) 審査

① 決算審査(法第233条第2項及び公企法第30条第2項)

令和7年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算その他の関係諸表等の正確性を検証するとともに、予算の執行、財産の管理及び会計の適正性、健全性尚度について、各監査や例月現金出納検査を活用しながら的確な審査を実施する。

② 基金の運用状況審査(法第241条第5項)

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金が適正かつ効率的に行われているかどうかの審査を実施する。

③ 健全化判断比率等審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項)

財政健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているかどうかの審査を実施する。

○審査における5つの視点

正確性・・・決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているか。

合规性・・・会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているか。

有効性・・・事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているか。

経済性・・・事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないか。

効率性・・・業務の実施に際し、同じ費用で大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか。

(4) その他の監査

町民、議会又は町長からの請求等について、迅速かつ的確に対応し監査を実施する。

① 要求に基づく監査

- ・議会の要求に基づく監査(法第98条第2項)
- ・町長の要求に基づく監査(法第199条第6項)
- ・町長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(法第243条の2第3項)
- ・公金の収納又は支払事務に関する監査(法第235条の2第2項及び公企法第27条の2第1項)

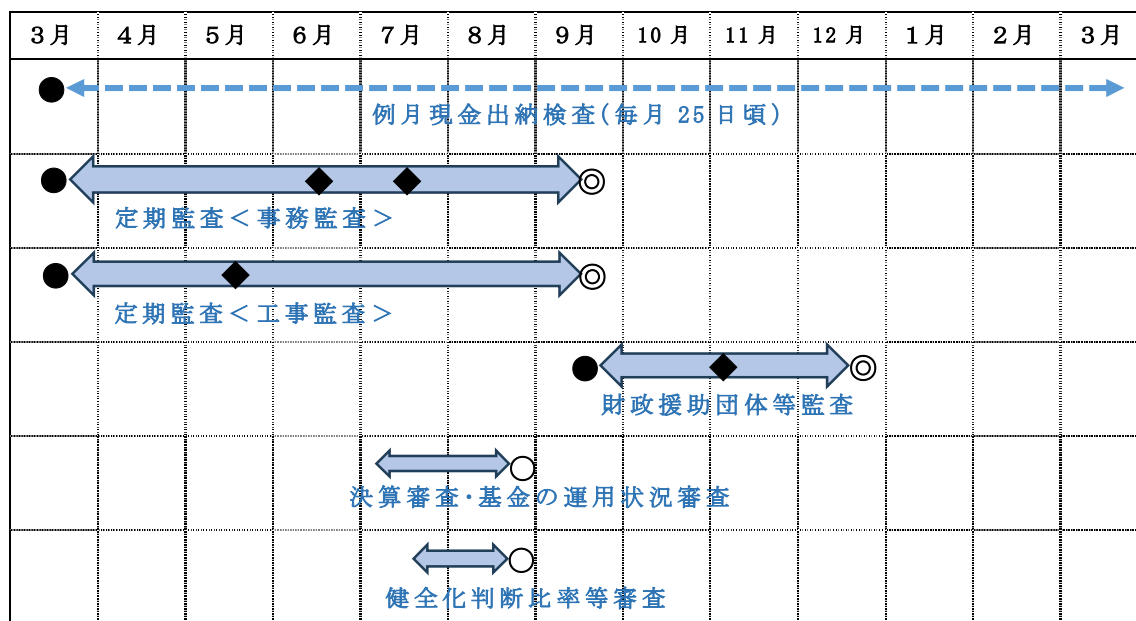
② 請求に基づく監査

- ・住民の直接請求に基づく監査(法第75条第1項)
- ・請願の措置としての監査(法第125条)
- ・住民監査請求に基づく監査(法第242条第1項)

3 監査実施計画

監査等の実施予定時期及び対象課等の年間監査計画並びに監査等の実施に必要な事項は、別途定めるものとする。

各監査の実施時期及び町長等への結果報告の時期は次のとおりとする。住民監査請求に基づく監査や随時監査・行政監査については、必要と認めるときに随時計画し、実施する。



(●:実施通知 ◆:説明聴取 ◎:報告書提出・公表 ○:意見書提出)

4 監査等結果及びその公表

監査等の結果は、篠栗町監査基準に基づき、監査委員の協議を経て報告内容を決定し、町長等に提出をする。また、町のホームページで住民に公表する。

別 紙

監査の観点及びその内容		
重点項目	1 合規性・正確性・安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入、支出、契約及び財産管理等が関係法令等に則り、適正かつ正確に執行されているか。 ・ 要綱等が法令等に則った内容となっているか。 ・ 工事の安全性は確保されているか。 ・ 事務処理上の事故防止策及びチェック・点検体制が十分に機能しているか。
	2 事業適応性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策（事業）が町民ニーズを適切に反映した内容となっているか。 ・ 施策（事業）が社会情勢等の変化に的確に対応しているか。また、事業の意義が薄れていないか。 ・ 行政と民間との役割分担を踏まえ、公的サービスとして行政が実施する必要性について、適時・適切に検討・見直しが行われているか。 ・ 事業執行及び事務処理において、環境負荷の低減が図られているか。
	3 目標達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策（事業）について指標・目標値が設定されているか。 ・ 指標・目標値は適切かつ具体的なものとなっているか。 ・ 指標・目標値を達成しているか。 ・ 予算上の目標値を達成しているか。
	4 経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策（事業）の実施に伴い投入された資源（資金、人材等）が経済的かつ効率的に活用されているか。 ・ コスト縮減が図られているか。 ・ 節約や創意工夫により、事務・事業が効率的に執行されているか。 ・ 関係機関との連携により、効率的な事業執行が図られているか。
	5 有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業は施策の目的を達成し、効果を上げているか。 ・ 事業手法は施策目的を達成するために適切なものとなっているか。また、より適切な手法はないか。 ・ 事業目的を達成するための手段は効果的か。 ・ 当初の目的どおりの効果を上げているか。

特 記 項 目	1 社会的公平性・公正性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容は対象者全体が公平に受けられるものとなっているか。 ・ 行政サービスの質や提供方法は適切であり、対象者間・市民間でバランスが取れているか。 ・ 受益と費用負担は適正か。減免措置等は妥当な内容となっているか。
	2 町民との協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民（住民活動団体、企業等）との協働が推進されているか。 ・ 民営化や委託化などの取組が適切に進められているか。
	3 町民満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策（事業）は対象者の満足を得られるものとなっているか。 ・ 情報提供は適切かつ十分か。効果的なPRが行われているか。 ・ 要支援者への配慮がなされているか。 ・ 町民の視点に立ったサービス提供が行われているか。
	4 財源確保度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税、保険税、使用料等の収納率向上が図られているか。債権管理は適正に行われているか。 ・ 保有土地等の売却・貸付等により財産の有効活用が図られ、収入確保につながっているか。 ・ 新たな財源確保の取組が行われているか。 ・ 公営企業会計等への繰出金は適正か。
	5 情報化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構築した情報システムが町民サービスの向上及び事務処理の効率化に有効に機能し、活用されているか。 ・ 事業の変化に応じた改善や見直しが適時行われているか。 ・ 情報化に係る保守経費等の見直しが適時・適切に行われているか。